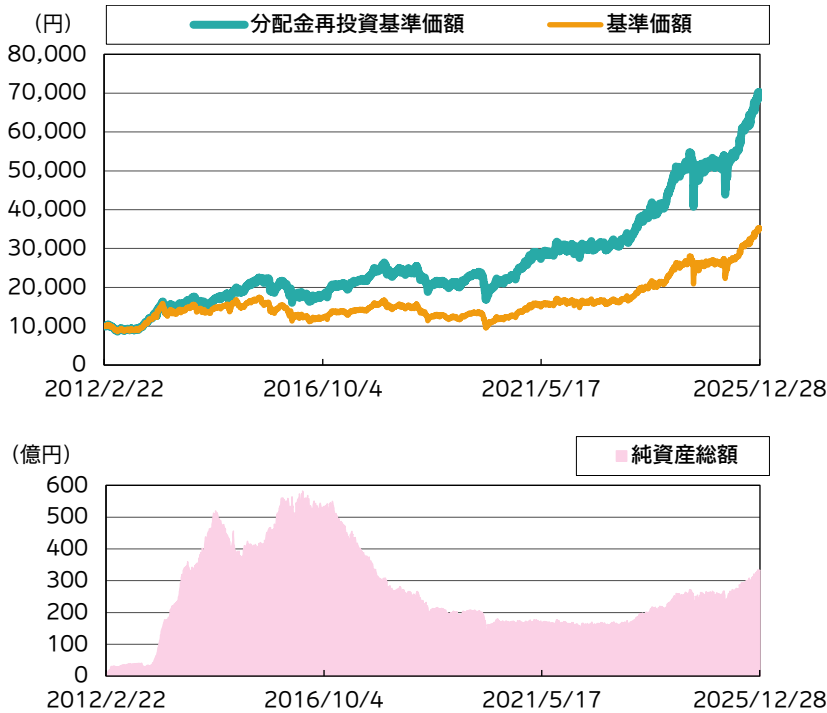


運用実績

運用実績の推移

(設定日:2012年2月23日)



※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

基準価額・純資産総額

	当月末	前月末
基準価額(円)	35,092	34,388
純資産総額(百万円)	33,133	32,520

※基準価額は、1万口当たり。

	基準価額(円)	基準日
設定来高値	35,348	2025/12/15
設定来安値	8,571	2012/06/04

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

騰落率(税引前分配金再投資) (%)

1ヵ月	2.1
3ヵ月	11.3
6ヵ月	26.2
1年	31.5
3年	126.2
5年	173.8
10年	234.2
設定来	598.0

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

分配金の実績(税引前)(直近1年分)

期	決算日	分配金(円)	期	決算日	分配金(円)
第155期	2025/01/21	30	第161期	2025/07/22	30
第156期	2025/02/21	30	第162期	2025/08/21	30
第157期	2025/03/21	30	第163期	2025/09/22	30
第158期	2025/04/21	30	第164期	2025/10/21	30
第159期	2025/05/21	30	第165期	2025/11/21	30
第160期	2025/06/23	30	第166期	2025/12/22	30
設定来累計分配金					10,220

※分配金は、1万口当たりの金額です。

※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ポートフォリオ構成 (%)

株式等現物	98.4
東証プライム	97.5
東証スタンダード	0.9
東証グロース	-
地方市場	-
その他新興市場	-
現金等	1.6
合計	100.0
株式先物	-
株式実質組入(現物+先物)	98.4

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。

※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

基準価額変動の要因分析(前月末比) (円)

キャピタル	727
インカム	43
先物要因	-
小計	770
信託報酬	-39
その他要因	2
分配金	-30
合計	704

※要因分析は、組入有価証券の値動き等が基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その完全性、正確性を保証するものではありません。

組入上位10業種 (%)

	業種	組入比率
1	電気機器	14.2
2	銀行業	11.8
3	卸売業	9.6
4	建設業	8.1
5	化学	6.7
6	輸送用機器	6.4
7	ガラス・土石製品	4.5
8	その他金融業	4.4
9	保険業	4.3
10	非鉄金属	2.9

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。

※業種は、東証33業種分類によるものです。

組入上位10銘柄 (%) (組入銘柄数 71)

	銘柄	業種	組入比率	予想配当利回り
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	5.1	2.97
2	豊田通商	卸売業	4.3	2.20
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.0	3.11
4	トヨタ自動車	輸送用機器	3.6	2.83
5	ソニーグループ	電気機器	3.6	0.61
6	東京海上ホールディングス	保険業	3.2	3.63
7	住友電気工業	非鉄金属	2.9	1.87
8	オリックス	その他金融業	2.7	2.64
9	伊藤忠商事	卸売業	2.5	2.13
10	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	2.5	2.70

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。

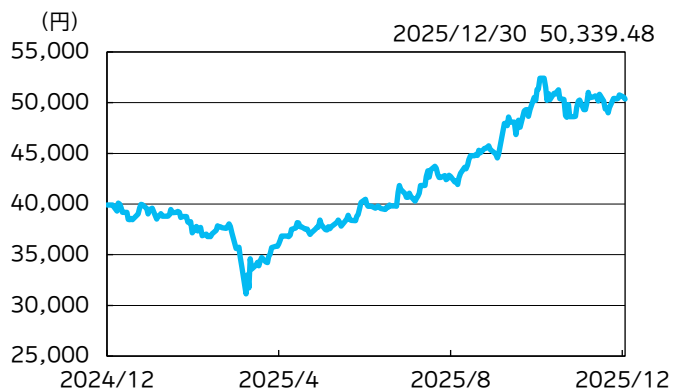
※業種は、東証33業種分類によるものです。

※予想配当利回りは、原則として各種データベース等の予想配当利回りです。

※当該個別銘柄の揭示は、銘柄推奨を目的としたものではありません。

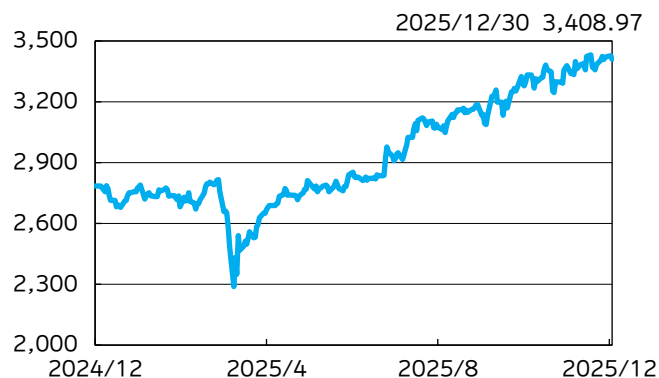
【参考】市況動向(直近1年)

<< 日経平均株価 >>



直近1年の騰落率(%) 26.18

<< TOPIX >>



直近1年の騰落率(%) 22.41

※指数の詳細は、後掲の「指数の著作権などについて」をご参照ください。

※Bloombergのデータを基に委託会社が作成。

マーケット動向とファンドの動き

＜マーケット動向＞

12月の東証株価指数(TOPIX配当込み)は月間で1.0%上昇しました。

上旬は小幅に上昇しました。月初は為替の円高進行とともに輸出関連株が売られました。しかし、その後は米国の利下げ観測を背景に投資家心理が改善しました。中旬は一進一退の値動きとなりました。米国のハイテク企業の決算を受け、巨額のAI投資が収益に結びつかないとする懸念から半導体・AI関連の主力株が急落しました。下旬は上昇しました。日銀が政策金利を引き上げましたが、先行きの利上げペースが緩やかになるとの期待が広がり、最高値圏で年の取引を終えました。東証33業種別指数では、33業種中21業種が上昇しました。騰落率をみると、保険業、証券、商品先物取引業、石油・石炭製品などが上位となった一方、その他製品、電気・ガス業、鉱業などが下位となりました。

＜ファンドのパフォーマンス＞

12月の基準価額は、11月末比2.1%上昇しました。個別銘柄選択については、企業調査をもとに株価バリュエーションが割安と判断される銘柄から業績を勘案しポートフォリオを構築しました。具体的には、ゆうちょ銀行、堀場製作所、日本特殊陶業などを購入した一方、りそなホールディングス、マクニカホ

ールディングス、THKなどの売却を行いました。基準価額に対する個別銘柄の寄与度では、ニチアス、豊田通商、東京精密などがプラスに寄与した一方で、日本電気、ソニーグループ、TDKなどがマイナスに影響しました。

＜月末時点の配当利回り＞

12月末時点でのポートフォリオの予想配当利回りは概算で2.5%です。尚、東証株価指数(TOPIX)の予想配当利回り(加重平均)は12月末時点で概算2.2%(出所:Bloomberg)でした。

今後のマーケット見通しと今後の運用方針

今後の国内株式市場は、堅調な展開を予想します。高市政権が掲げる積極財政を受けた国内経済の拡大期待や堅調な企業業績が株価の押し上げ要因となるとみています。また、企業価値向上に向けた経営改革の進展や高水準での自社株買いの実施なども、株価のサポート要因となる見込みです。国内金利の上昇ピッチには注視が必要ですが、長期金利の水準が名目経済成長率を下回っている現状では株価の重石となるリスクは限定的であると捉えています。物色面では、春闘に向けた賃上げ機運が高まっていることから、実質賃金のプラス転換により、内需セクターへの注目が高まる可能性があります。日本株のサポート要因としては、①積極的な財政政策による景気浮揚期待、②企業価値向上に向けた経営改革の継続的な進展、③過去最高水準での自社株買いの実施、などが挙げられます。

ファンドの運用方針については、配当利回り、PBR(株価純資産倍率)、今・来期PER(株価収益率)など株価バリュエーションが割安と判断される企業のうち、足元の業績が堅調な銘柄、今後の業績の伸び率が高いと予想される銘柄、中期的に安定成長性が見込まれる銘柄などを中心に組み入れる方針です。また株主還元を強化することで配当利回りなどの株式

投資価値が今後高まると予想される銘柄にも注目しています。

※月末時点のポートフォリオの予想配当利回りとは、各組入銘柄の予想配当利回りを基準日の組入有価証券評価額に対する割合で加重平均したものです。
※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、見通しと運用方針は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。

※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

ファンドの特色

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

1. わが国の割安株へ投資を行い、相対的に高い配当収入と値上がり益の獲得をめざします。

- 主としてわが国の上場株式の中から、相対的に割安と判断される銘柄へ投資します。

2. 運用にあたっては、株価のバリュエーション^{*1}に着目しつつ、それぞれの企業のファンダメンタルズ^{*2}等も勘案します。

- 原則として、配当利回り、PBR(株価純資産倍率)等から割安と判断される銘柄を中心に選定します。
- 組入れにあたっては、企業調査に基づき個別企業の経営戦略や成長性等を評価し、投資魅力度の高い銘柄へ投資します。

*1 企業の利益・資産等の企業価値と比べて、株価が割安か割高かを判断するための指標

*2 企業の業績・財務内容・事業戦略等、経営内容や経営状況の基本情報

3. 毎月決算を行い、分配を行うことをめざします。

- 毎月21日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として配当等収益を中心に分配を行うことを基本とします。
- 毎年6月および12月の決算時には、上記分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

* 株式の組入れ比率は、原則として高位を維持します。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。
これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

● 株価変動リスク

当ファンドは、株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

● 個別銘柄選択リスク

当ファンドは、個別銘柄の選択による投資を行いますので、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも当ファンドの基準価額は下がる場合があります。

● 信用リスク

当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

● 流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口＝1円)	信託期間	2027年2月22日まで(2012年2月23日設定)
購入価額	購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)	繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益者のために有利であると認めるとき。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。		
換金単位	販売会社が定める単位		
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額	決算日	毎月21日(休業日の場合は翌営業日)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。	収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。		
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。		

ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.265%(税抜1.15%)
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用等 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

投資信託に関する留意点

投資信託は、

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

委託会社およびファンドの関係法人

- ＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
- ＜受託会社＞みずほ信託銀行株式会社
- ＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください。

委託会社の照会先

- アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター 0120-104-694
(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)
- ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

販売会社一覧

○印は協会への加入を意味します。

2026年1月14日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
株式会社足利銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号	○		○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○		○		
株式会社第四北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第47号	○		○		
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○		
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号	○	○	○		
株式会社東和銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第60号	○				
株式会社京葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第56号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号	○				
株式会社高知銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第8号	○				
三菱UFJ エススマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○	
京銀証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第392号	○				
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○	○		
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○			○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○		
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○			
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号	○				
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
<備考欄について>
※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

販売会社一覧

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

2026年1月14日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
白河信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第36号					
桐生信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第234号					
しのめ信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第232号					
水戸信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第227号					
埼玉縣信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第202号	○				
平塚信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第196号					
朝日信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第143号	○				
足立成和信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第144号					
三条信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第244号					
浜松磐田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第61号					
豊川信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第54号					
蒲郡信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第32号					
長浜信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第69号					
湖東信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第57号					
京都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第52号	○				
大阪信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第45号					
姫路信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第80号	○				
兵庫信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第81号	○				
但馬信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第67号					
観音寺信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第17号					
幡多信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第24号					
筑後信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第28号					
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社京都銀行(委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

受賞歴



「One割安日本株ファンド」が、『R&Iファンド大賞2025』の「投資信託10年／国内株式バリュー部門」と「投資信託／国内株式バリュー部門」において優秀ファンド賞を受賞しました。



「R&Iファンド大賞」は、R&Iが信頼し得ると判断した過去のデータに基づく参考情報(ただし、その正確性及び完全性につきR&Iが保証するものではありません)の提供を目的としており、特定商品の購入、売却、保有を推奨、又は将来のパフォーマンスを保証するものではありません。当大賞は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務(信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務)です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。当大賞に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はR&Iに帰属しており、無断複製・転載等を禁じます「投資信託部門」は過去3年間、「投資信託10年部門」は過去10年間を選考期間とし、シャープレシオによるランキングに基づき、最大ドローダウン、償還予定日までの期間、残高の規模等を加味したうえで選出しています。評価基準日は2025年3月31日。

※当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

指数の著作権などについて

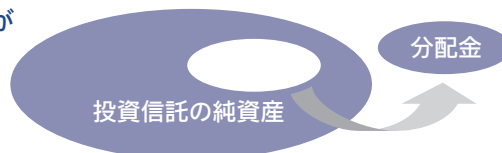
「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係（イメージ）

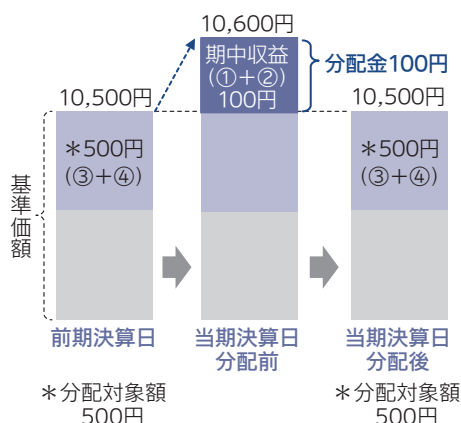
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後） ②有価証券売買益・評価益（経費控除後） ③分配準備積立金 ④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

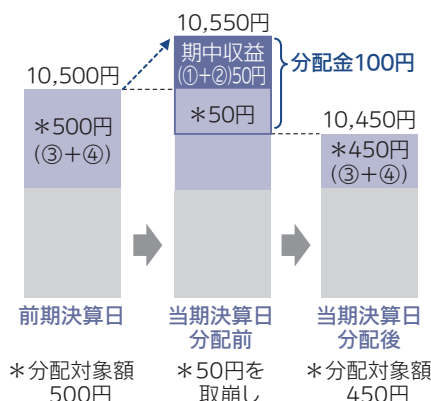
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA



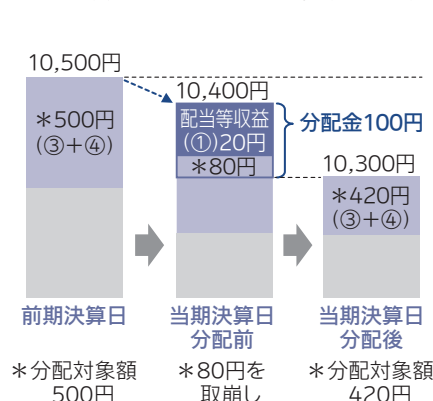
ケースB

< 前期決算日から基準価額が上昇した場合 >



ケースC

< 前期決算日から基準価額が下落した場合 >



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA	分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	0円 = 100円
ケースB	分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	▲50円 = 50円
ケースC	分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	▲200円 = ▲100円

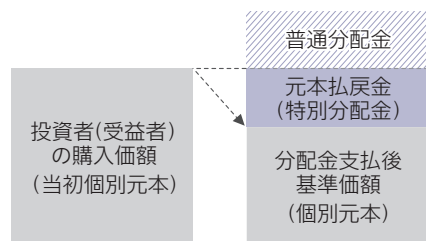
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

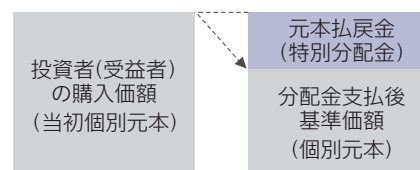
投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。